

準工がかように生理的限界を越えて三十六時間くたくたになつて働いた代價は五圓六十九銭にしかならないのである。これでは一ヶ月の収入が辛じて生きることだけに費されると言つた要求も事實を証したものでなからう。しかも、従業員約一千二百名のうち約七百五十名までが定期工と準工で占めてあることを思へば、同社の労働者の賃金水準は概して低位に置かれてあると結論せられるのであるまいか。

それはともかくとして、右の表を見て關心を持つことは手當と歩増制度の差別的であることである。一般の工場においては假りに三十六時間働けばその時間に對して手當が支給されることになつてゐるが同社においては、前に述べた様に勤務手當は本勤務だけにしか適用されないから、定時間以外の労働に對しては手當がつかないのである。だから普通であれば三十六時間働けば三日分の手當が付せられるに反して二日分丈けしか支給されないことゝなる。嘆願條項の一つにもこのことが問題になつてゐる。

働けど働けどわが暮し樂にならざり」とは啄木だけの言葉でなく、

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some words like "従業員" and "手當" are visible.)